

総 則

第1 農地法の目的（法第1条）

1 基本的立場

- 耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給を確保

2 手段

- ① 農地を農地以外のものとすることを規制
- ② 農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進

第2 用語の定義（法第2条）

1 「農地」・「採草放牧地」（法第2条第1項）

(1) 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

「耕作」とは、土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培することをいう。

「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

(2) 「農地」としての判断基準

ア 客観的判断

土地の位置、環境、利用の経緯及び現況等その土地の事実状態に基づいて客観的に判断する。現に耕作されていなくても、耕作しようとするならばいつでも耕作することができる土地（休耕地、不耕地）は「農地」である。

イ 現況主義

土地それ自体の現況に基づいて判定するのであって、土地登記簿の地目によって判断するのではない。地目が農地以外であっても現況で判断する。

2 世帯合算の規定と「世帯員等」（法第2条第2項）

(1) 「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう。

※ 「二親等内の親族」とは、農地等の権利を取得しようとする者からみて二親等内の親族になる。

※ 「当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事する」とは、例えば、住居又は生計を別にしているものでも、同居していたときと農業経営の実態が変わらず、一体として農業経営を行っているものを想定している。

よって、二親等内の親族であっても、それぞれ別々の農業経営が行われている場合は、世帯合算規定が適用されない。

(2) 世帯員が一時的に住居又は生計を異にしても、なお住居又は生計を一にするものとみなす場合

- ア 疾病又は負傷による療養
- イ 就学
- ウ 公選による公職への就任
- エ その他農林水産省令で定める事由（規則第1条）

3 「農地所有適格法人」（法第2条第3項）

「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社の総称）、株式会社（公開会社でないもの）で、法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

第3 農地について権利を有する者の責務（法第2条の2）

(1) 法第2条の2本文

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

* 農地移動の態様と法条項

